

5 長薬発第 901 号
令和 5 年 11 月 17 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様
病院診療所部会長 様

長野県薬剤師会
会長 藤森 和良

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金に係る
医療人材確保・派遣等支援事業の実施要領の改正について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、長野県健康福祉部長から別添のとおり通知がありました。

標記補助金及び医療従事者等に関する補助事業については、令和 5 年度も引き続き交付要綱及び実施要領が定められ実施されているところですが、一部事業について補助対象期間を令和 6 年 3 月 31 日まで延長することとなり、交付要綱及び実施要領が改正されました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会(部会)会員にご周知くださいますようお願いいたします。

なお、薬剤師の派遣にあたっては、長野県庁薬事管理課あてご相談くださいますよう、よろしくお願いいたします。

一般社団法人 長野県薬剤師会
事務局長 中島 / 保険医療課 桐山
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075
E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

5感第 379 号
5薬第 449 号
令和 5 年（2023 年）11 月 14 日

一般社団法人長野県薬剤師会長 様

長野県健康福祉部長

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金に係る
医療人材確保・派遣等支援事業の実施要領の改正について（通知）

本県の健康福祉行政については、日ごろから御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記補助金及び医療従事者等に関する補助事業については、令和 5 年度も引き続き交付要綱及び実施要領を定め実施してきているところですが、一部事業について補助対象期間を令和 6 年 3 月 31 日まで延長することとなり、別添のとおり交付要綱及び実施要領を改正しました。

つきましては、「長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱」及び各事業実施要領に基づき、県内医療機関あて別添のとおり事業の実施を通知しましたので御承知おきください。

記

- 1 実施事業
医療人材確保・派遣等支援事業
- 2 留意事項

「医療人材確保・派遣等支援事業」照会先

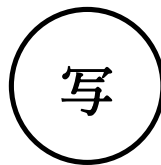
薬剤師の派遣に係る照会	薬事管理課
上記以外の事業全般に係る照会	感染症対策課

【添付書類】

- ・（別添）医療機関あて通知
- ・令和 5 年度長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱
- ・医療人材確保・派遣等支援事業実施要領
- ・事前着手届（様式第 6 号）
- ・交付申請書（様式第 2 号）
- ・経費所要額調 様式（様式第 2 号別紙 1）
- ・事業計画書 様式（様式第 2 号別紙 2）
- ・積算表 様式

（問い合わせ先） 感染症対策課 総務担当 大井 電 話：026-235-7378 F A X：026-235-7334 E mail： kansen_shi_zai@pref.nagano.lg.jp
--

（問い合わせ先） 薬事管理課 薬事温泉係 加藤 電 話：026-235-7157 F A X：026-235-7398 E mail： yakuji@pref.nagano.lg.jp
--



5感第 379 号
5薬第 449 号
令和 5 年（2023 年）11 月 14 日

医療機関の長 様

長野県健康福祉部長
（ 公 印 省 略 ）

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金に係る
医療人材確保・派遣等支援事業の実施要領の改正について（通知）

本県の健康福祉行政については、日ごろから御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記補助金及び医療従事者等に関する補助事業については、令和 5 年度も引き続き交付要綱及び実施要領を定め実施してきているところですが、一部事業について補助対象期間を令和 6 年 3 月 31 日まで延長することとなり、別添のとおり交付要綱及び実施要領を改正しましたので、通知します。

事業を実施する場合又は事前に着手した場合は、下記 3 により、関係書類を提出してください。

記

- 1 改正となる事業
医療人材確保・派遣等支援事業

- 2 実施期間

事業名	期間
医療人材確保・派遣等支援事業	
①新型コロナウイルス感染症患者を診療する 医療従事者派遣体制の確保事業	①令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日 まで
②新型コロナウイルスに感染した医師等に代わり 診療等を行う医師等派遣体制の確保事業	②令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 7 日まで
③新型コロナウイルス感染症の影響に対応した 医療機関の地域医療支援体制構築事業	③令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 7 日まで

※下線部が改正箇所となります。

- 3 提出書類
 - ・事前着手届（様式第 6 号）
 - ・交付申請書（様式第 2 号）
 - ・経費所要額調（様式第 2 号別紙 1）

- ・事業計画書（様式第2号別紙2）
 - ・積算表
 - ・経費の根拠となる資料（領収書等の写し）
 - ・その他参考となる書類
- ※いずれも、上記に示した期間までの実績値を記入してください。

4 提出期限

令和5年12月8日（金）

4 提出方法

電子メール（アドレス：kansen-shi-zai@pref.nagano.lg.jp）により提出

5 留意事項

(1) 「医療人材確保・派遣等支援事業」照会先

薬剤師の派遣に係る照会	薬事管理課
上記以外の事業全般に係る照会	感染症対策課

- (2) 令和5年4月1日以降着手の事業が対象となりますので、交付決定前であっても着手は可能です（交付要綱第10に定める事前着手届の提出が必要）。ただし、着手済みの部分であっても、審査の結果交付決定がなされない場合もありますので、予めご了承ください。

（問い合わせ先）

感染症対策課 総務担当 大井

電 話：026-235-7378

F A X：026-235-7334

E mail：kansen-shi-zai@pref.nagano.lg.jp

（問い合わせ先）

薬事管理課 薬事温泉係 加藤

電 話：026-235-7157

F A X：026-235-7398

E mail：yakuji@pref.nagano.lg.jp

令和5年度長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制を整備することを目的として、第2に規定する補助事業者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱(医療分)(令和5年4月5日付け厚生労働省発医政0405第2号、厚生労働省発健0405第1号及び厚生労働省発薬生0405第56号厚生労働事務次官通知)、令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱(令和5年4月5日付け医政発0405第3号厚生労働省医政局長、健発0405第1号厚生労働省健康局長及び薬生発0405第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)及び補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業等)

第2 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助金の交付を受けて補助事業を実施する者(以下「補助事業者」という。)、基準額、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第3 この補助金の交付額は、別表第1欄に掲げる事業ごとに次により算出された額の合計額とする。

ただし、当該事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上(民間団体にあつては30万円以上)の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでの間、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

- (8) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (9) 補助事業に係る証拠書類等の保存については、次のとおりとすること。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (10) この補助金に係る対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第1号）により速やかに知事に報告しなければならないこと。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行なわなければならないこと。
- (12) 前号の報告があった場合には、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがあること。

（交付申請書の様式等）

第5 規則第3条に規定する申請書「以下「交付申請書」という。」は、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付申請書（様式第2号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 経費所要額調（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 歳入歳出予算（見込）書の抄本
- (4) 補助対象区域の工事設計図及び工事内訳書（補助対象経費に施設整備費が含まれる場合に限る。）
- (5) 設備整備に係る事業の場合、補助対象医療機器等の見積書、カタログ及び設置場所を示す平面図（補助対象経費に設備整備費が含まれる場合に限る。）
- (6) その他参考となる書類

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

（交付の決定）

第6 知事は、第5の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

（軽微な変更の範囲）

第7 第4第1号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次に掲げるいずれかの変更をいう。

- (1) 事業内容の著しい変更とならない場合
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内で増額又は減額する場合
- (3) 事業内容に変更が無く、入札減などやむを得ない事由により補助金額を減額する場合

(変更の申請等)

第8 第4の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更しようとするとき
長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業変更承認申請書 (様式第3号)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業中止 (廃止) 承認申請書 (様式第4号)
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき
長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業完了期間延長承認申請書 (様式第5号)

(変更等の承認)

第9 知事は、第8各号の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事前着手)

第10 補助事業は、交付決定前に着手することはできないものとする。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、交付決定前に補助事業に着手しようとするとき又は着手したときは、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事前着手届 (様式第6号) を知事へ提出するものとする。

(交付申請の取下げ)

第11 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付申請取下書 (様式第7号) を、当該補助金の交付決定を受けた日から15日以内に提出して行うものとする。

- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第12 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金実績報告書 (様式第8号) によるものとする。

- 2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 経費所要額精算書 (別紙1)
- (2) 事業実績報告書 (別紙2)
- (3) 歳入歳出決算 (見込) 書の抄本
- (4) 契約書等支出証拠書類
- (5) 検収調書の写し
- (6) 補助事業完了後の建物の構造概要及び平面図 (各室の用途を示すこと。)、補助対象区域の工事設計図及び工事内訳書及び建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第7条第5項の規定による検査済証の写し (補助対象経費に施設整備費が含まれる場合に限る。)
- (7) 設置場所を示す平面図 (補助対象経費に設備整備費が含まれる場合に限る。)
- (8) その他参考となる書類

- 3 前2項の書類の提出期限は、当該年度の補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。ただし、別表中「新型コロナウイルス感染症重症患者等入院医療機関病床確保事業」及び「新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業」における前2項の書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日とする。

(額の確定)

第13 第12の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第14 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を提出するものとする。

(概算払)

第15 補助事業者が補助事業の円滑な遂行を図るため、知事が必要と認めるときは、交付決定額の100分の80の範囲内において、1回に限り補助金の概算払をすることができる。ただし、「医療人材確保・派遣等支援事業」及び「医療従事者宿泊施設確保事業」については、交付決定額の範囲内において1回に限り、「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関病床確保事業」、「新型コロナウイルス感染症専用病棟等受入体制整備支援事業」、「新型コロナウイルス感染症重症患者等入院医療機関病床確保事業」及び「新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業」については、交付決定額の範囲内において、概ね5月、7月、10月及び1月に、4回を限度に補助金の概算払をすることができるものとする。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金概算払請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

3 第1項の規定により補助金の概算払を受けている場合において、概算払を受けた額が補助金の額の確定額を超える場合は、補助事業者は、その差額を返還しなければならない

(申請書等の提出部数)

第16 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、1部とする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則(令和5年4月19日付け5感第37号)

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。ただし、別表中「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関病床確保事業」及び「新型コロナウイルス感染症専用病棟等受入体制整備支援事業」は、令和5年1月1日から適用する。

附 則(令和5年7月7日付け5感第196号)

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。ただし、別表中「外来対応医療機関設備整備等事業」のうち「外来対応医療機関確保事業」は令和5年3月10日から、「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関病床確保事業」及び「新型コロナウイルス感染症専用病棟等受入体制整備支援事業」は令和5年1月1日から適用する。

附 則(令和5年10月2日付け5感第354号)

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。ただし、別表中「新型コロナウイルス感染症重症患者等入院医療機関病床確保事業」及び「新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業」は令和5年10月1日から適用する。

(別表) (第2関係)

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率	制度担当
帰国者・接触者外来等設備整備事業	帰国者・接触者外来等の開設者等	次により算出された額の合計額 医療用シェルター等（簡易診療室）及び付帯する備品 知事が必要と認めた額	当該年度に係る 帰国者・接触者外来等を運営するために必要な次の経費 簡易診療室として使用する医療用シェルター（但し堅固なフレームを有する者に限る）等及び付帯する備品の借入れ ※ただし、令和4年度以前から継続して借入れをしているものに限る ※ただし、令和5年9月30日までの事業を対象とする。	10/10以内	
外来対応医療機関設備整備等事業		別添1のとおり		10/10以内	
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備等整備事業	新型コロナウイルス感染症患者の受入可能病床を増設する医療機関の開設者	次により算出された額×知事が必要と認めた数の合計額 ①(1)初度設備費 133,000円/床 (2)簡易陰圧装置 4,320,000円/床 (3)簡易ベッド 51,400円/台 (4)HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 905,000円/施設 (5)HEPAフィルター付パーティション 205,000円/台 ②人工呼吸器及び付帯する備品 5,000,000円	当該年度に係る 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために必要な次の経費 ① ・初度設備費 ・簡易陰圧装置 ・簡易ベッド ・HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） ・HEPAフィルター付きパーティション ※ただし、病床単位による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要な設備整備を除き、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年度4月1日から9月30日までに本事業により補助を受けた医療機関は対象外とする。 ②その他 ・人工呼吸器及び付帯する備品の借入れ ※ただし、令和4年度以前から継続して借入れをしているものに限る。 ※ただし、令和5年9月30日までの事業を対象とする。	10/10以内	感染症対策課 026-235-7336
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関病床確保事業	新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる病床の確保を果が依頼した医療機関の開設者のうち、重点医療機関以外の医療機関の開設者（一般医療機関）	次により算出された額の合計額 ①稼働病床及び休止病床の確保料 別添2(1)の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 ただし、令和5年5月7日までの病床確保料について、別に定める即応病床利用率の基準等を満たさない場合は、別添3(1)の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 なお、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの病床確保料は、別に定める基準を満たさない場合、算出された稼働病床及び休止病床の確保料を別添4①から⑤までのいずれかにより調整する ②退院後消毒等に要した経費 知事が必要と認めた額	当該年度に係る ①空床確保に要する経費 ②新型コロナウイルス感染症患者退院後の消毒費用 ※ただし、令和5年9月30日までの事業を対象とする。	10/10以内	
新型コロナウイルス感染症専用病棟等受入体制整備支援事業	新型コロナウイルス感染症重点医療機関（重点医療機関）として知事が指定した医療機関の開設者、または知事が国と協議して重点医療機関として指定したものとみなした医療機関の開設者	次により算出された額の合計額 ○稼働病床及び休止病床の確保料 別添2(2)の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 ただし、令和5年5月7日までの病床確保料について、別に定める即応病床利用率の基準等を満たさない場合は、別添3(2)の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 なお、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの病床確保料は、別に定める基準を満たさない場合、算出された稼働病床及び休止病床の確保料を別添4①から⑤までのいずれかにより調整する	当該年度に係る 空床確保に要する経費 ※ただし、令和5年9月30日までの事業を対象とする。	10/10以内	

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率	制度担当
新型コロナウイルス感染症重症患者等入院医療機関病床確保事業	新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる病床の確保を県が依頼した医療機関の開設者	次により算出された額の合計額 稼働病床及び休止病床の確保料 別添5の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数	当該年度に係る 空床確保に要する経費 ※ただし、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの事業を対象とする。	10/10以内	感染症対策課 026-235-7336
新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業	新型コロナウイルス感染症の院内感染が発生し、院内感染に対応するために病床を確保した医療機関の開設者	次により算出された額の合計額 稼働病床及び休止病床の確保料 別添5の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数	当該年度に係る 空床確保に要する経費 ※ただし、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの事業を対象とする。	10/10以内	
医療人材確保・派遣等支援事業	医療従事者を派遣する医療機関等の開設者	別添6のとおり	当該年度に係る 派遣後の診療体制を構築するための経費、派遣する医療従事者の旅費・宿泊費等（賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料） ※新型コロナウイルス感染症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業については、上記に加え、次の経費も対象とする 需用費（消耗品費、材料費、燃料費、食糧費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料	10/10以内	感染症対策課 026-235-7378 薬事管理課 026-235-7157 薬剤師の派遣に関すること
医療従事者宿泊施設確保事業	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関等の開設者	・医療従事者宿泊施設確保経費 1室当たり 13,100円/日 1食当たり 1,500円 ※ただし、所要経費が上記を下回る場合、その額とする。	当該年度に係る 医療従事者の宿泊費、食糧費等 ※ただし、令和5年4月1日から令和5年5月7日までの事業を対象とする。	10/10以内	感染症対策課 026-235-7336

注 事業の目的、内容、留意事項等は、別に定める事業実施要領によるものとする。

別添 6

医療人材確保・派遣等支援事業

事業名	補助基準額	備考
<p>新型コロナウイルス感染症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業</p>	<p>医師 1人1時間当たり 7,550円 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円 新型コロナウイルス感染症患者の診療体制構築に要した経費の実費相当額</p>	<p>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業を対象とする。</p>
<p>新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業</p>	<p>医師 1人1時間当たり 7,550円 薬剤師 1人1時間当たり 2,760円 〔重点医療機関に派遣する場合〕 医師 1人1時間当たり 15,100円 薬剤師 1人1時間当たり 8,280円</p>	<p>令和5年4月1日から令和5年5月7日までの事業を対象とする。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業</p>	<p>医師 1人1時間当たり 2,265円 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 562円</p>	

(様式第6号)

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事前着手届

第 号
令和 年 月 日

長野県知事 ○○ ○○ 様

申請者
(所在地)
(名称・代表者)

令和 年度において長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業として実施を要望する別紙の事業について、交付決定前に着手しますので届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

記

1 事業名
○○○○事業

2 事前着手の理由

3 着手及び完了予定年月日

(※ 別紙は、交付申請書(様式第2号)に定める所定の事業計画書(別紙2)によること。)

(様式第2号)

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付申請書

令和 年 月 日
第 号

長野県知事 ○○ ○○ 様

補助事業者
(所在地)
(名称・代表者)

令和5年度における長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業を下記のとおり実施したいので、補助金 円を交付してください。

記

- 1 事業名
○○○○事業
- 2 経費所要額調
(別紙(1)のとおり)
- 3 事業計画書
(別紙(2)のとおり)
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算(見込)書の抄本
 - (2) 補助対象区域の工事設計図及び工事内訳書(施設整備費が含まれる場合に限る。)
 - (3) 補助対象医療機器等の見積書、カタログ及び設置場所を示す平面図(設備整備費が含まれる場合に限る。)
 - (4) 上記(2)(3)以外の事業の場合、経費の積算根拠となる資料
 - (5) その他参考となる書類

※交付要綱及び別表を熟読したうえで、以下の項目を確認し、チェック欄に✓をしてください。

確認項目	チェック欄
補助の対象となる事業者である	
交付申請をする経費は補助対象経費である	

別紙（1）

経費所要額調

（補助事業者名）

区 分	総事業費 (A) 円	寄附金その他の 収入額 (B) 円	差引額 (A)－(B) (C) 円	対象経費の 支出予定額 (D) 円	基準額 (E) 円	選定額 (F) 円	補助基本額 (G) 円	補助所要額 (H) 円	備 考

- (注) 1 「区分」欄には、交付の対象となる事業の名称を記載してください。
2 「選定額」欄には、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入してください。
3 「補助基本額」欄には、(C)と(F)とを比較して少ない方の額を記入してください。

事業（変更）計画書

補助事業者名 _____
 （事務担当者） 役職・氏名 _____
 電話番号 _____
 ファクシミリ番号 _____
 電子メール _____

1 施設の名称及び所在地

(1) 名称	
(2) 所在地	

2 事業の名称

--

3 事業内容

--

4 事業の期間

(1) 事業期間	
①事業着手（予定）日	
②事業完了（予定）日	

5 事業費

事業費	円
(1) 補助金	
県補助金	
(2) 地方債	
(3) 寄附金	
(4) その他	

6 事業費の積算根拠

※単価及び金額には、消費税を含んだ額を記入してください。

項 目	積 算	金 額	備 考
(1) 補助対象事業分		円	
小 計	—		—
(2) 補助対象外事業分		円	
小 計	—		—
合 計	—		—

記載上の留意事項

1 「2 事業の名称」については、交付要綱第2における事業名を記載してください。

2 「3 事業内容」については、次の内容を踏まえ、具体的に記載してください。

様式に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

(1) 施設整備事業

- ①事業の種別・・・新築・増築・改築・改修・その他
- ②整備区域の建築面積・延べ面積
- ③整備区域の部屋別の用途

(2) 医療機器等の設備整備事業

- ①整備する医療機器等の用途など

(3) その他

実施方法、対象者など

3 「6 事業費の積算根拠」については、次の区分により、必要事項を具体的に記載してください。

(1) 施設整備事業

- ①「項目」・・・〇〇工事費など
- ②「積算」・・・面積及び単価

(2) 医療機器等の設備整備事業

- ①「項目」・・・品名
- ②「積算」・・・単価及び購入する数量
- ③「備考」・・・銘柄、規格、設置場所など

(3) その他

- ①「項目」・・・需用費、役務費など
- ②「積算」・・・単価、数量、人数など
- ③「備考」・・・費用を支出する用途など

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 [医療人材確保・派遣等支援事業] 積算

事業種別

- ① 新型コロナウイルス感染症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業
- ② 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業

事業一覧

派遣日	派遣先	従事時間	派遣した 医療従事者名	職種	補助上限額
例 4月20日	★★病院	00:00~00:00	×× ××	医師	7,550円
計					7,550円

事業に要した経費

費目	金額
旅費 (△月□日分)	5,000円
計	5,000円